

令和2年4月13日

保護者の皆様

県立橋本高等学校長

国における緊急事態宣言に伴う県立学校における臨時休業実施に係る
県教育委員会メッセージについて

日頃から本校の教育活動等に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染防止を図り、子どもたちの安全・安心を確保するため、本校をはじめすべての県立学校は、令和2年3月2日から春季休業開始日の前日まで臨時休業としておりました。臨時休業実施中は、家庭での学習や健康観察の実施、登校日への対応などに御協力くださりありがとうございました。

県立学校については、県内の感染拡大の防止、子どもたちの安全・安心な生活の確保の観点から、春季休業終了日の翌日から2週間程度臨時休業とすることとしていましたが、この度の国の緊急事態宣言や県の実施方針を受け、5月6日まで臨時休業とすることとなり、別添のとおり県教育委員会からメッセージがありましたのでお知らせします。

臨時休業が長期に及ぶこととなりますが、学校といたしましても、相談窓口を設けるなど対応してまいりますので、引き続き、保護者の皆様には御理解、御協力くださいますようお願いいたします。

問合せ先

副校長 竹本

電話 (042) 774-1801